



金沢市公報

号外第11号の5

平成21年(2009年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

| 目 次 | ページ | | ページ |
|---|-----|-------------------------------------|-----|
| 規 則 | | | |
| 金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則 (職員課) | 1 | 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 (") | 5 |
| 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (") | 3 | 住居手当に関する規則等の一部を改正する規則 (") | 6 |
| 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(") | 4 | 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (") | 7 |
| 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (") | 5 | 技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (") | 7 |
| | | 金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 (") | 8 |

規 則

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第18号

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

金沢市職員被服貸与規則(昭和31年規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表情報政策課の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---------|--------|---|--|
| 歴史都市推進室 | 作業服(上) | 1 | |
| | 作業服(下) | 2 | |

別表第1第2項の表中

「 歴史建造物整備課
まちなみ保全室
用水・惣構堀保全室 」 を 「 歴史建造物整備課
用水・惣構堀保全室 」 に、

| | | | |
|-------|-------------|---|---|
| 計量検査所 | 作業服(上、下) | 2 | を |
| | 作業服(夏)(上、下) | 2 | |
| | 防寒衣 | 1 | |
| | 安全靴 | 1 | |

」

| | | | |
|----------|-------------|---|-------------|
| 消費生活センター | 作業服(上、下) | 2 | 計量事務担当者に限る。 |
| | 作業服(夏)(上、下) | 2 | |
| | 防寒衣 | 1 | |
| | 安全靴 | 1 | |

改め、同第2項の表こども福祉課の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-------------|-----------|---|-------------------|
| こども総合相談センター | 運動着(上) | 1 | 一時保護の業務に従事する者に限る。 |
| | 運動着(下) | 2 | |
| | 運動シャツ | 2 | |
| | 運動着(夏)(下) | 2 | |
| | ズック | 1 | |

別表第1第2項の表中

| | | | |
|----------------------------------|---|---------------------|------|
| 戸室新保埋立場 埋立場建設準備室 | を | 戸室新保埋立場 埋立場建設事務所 | に、 |
| 都市計画課 | を | 都市計画課 駅周辺整備室 | に、 |
| 市街地再生課 町家再生推進室 近江町市場再整備事務所 | を | 市街地再生課 | に、 |
| 道路建設課 | を | 道路建設課 無電柱化推進室 | に改め、 |

同第2項の表住宅政策課の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-----------|--------|---|--|
| まちなか住宅再生室 | 作業服(上) | 1 | |
| | 作業服(下) | 2 | |

別表第1第2項の表中

| | | | |
|---|---|---------------------------------------|-------|
| 建築指導課 建物安全対策室 建築確認審査室 | を | 建築指導課 建物安全対策室 違反建築対策室 | に、 |
| キゴ山ふれあいの里 キゴ山少年自然の家 キゴ山天体観察センター キゴ山自然学習館 | を | キゴ山ふれあいの里 キゴ山少年自然の家 キゴ山天体観察センター | に改める。 |

別表第2第2項の表作業服(上)の項中「埋立場建設準備室」を「埋立場建設事務所」に改め、同第2項の表作業服(下)の項中「埋立場建設準備室」を「埋立場建設事務所」に改め、「道路建設課」の次に「無電柱化推進室」を加え、同第2項の表作業服(冬)(上、下)の項中「埋立場建設準備室」を「埋立場建設事務所」に改め、同第2項の表作業服(夏)(下)の項中「埋立場建設準備室」を「埋立場建設事務所」に改め、「道路建設課」の次に「無電柱化推進室」を加え、同第2項の表防寒衣の項及び安全靴の項中「埋立場建設準備室」を「埋立場建設事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第19号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第5条の2の2第1号を次のように改める。

(1) 沖縄振興開発金融公庫

第13条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 児童相談所における保護児童の生活指導等のための勤務については、5,900円

第13条の2第1項第2号イ中「10,000円」を「12,000円」に改める。

別表第2市長の事務部局の項から議会の事務部局の項までを次のように改める。

| | | |
|---|--|----|
| 市長の事務部局 | 局長 卸売市場長 市立病院長 市立病院副院長 市立病院事務局長 美術工芸大学事務局長 技監 会計管理者 その他の担当局長 | 1種 |
| | 部長 東京事務所長 防災管理監 保健所長 市立病院診療部長 市立病院診療部副部長 市立病院中央診療部長 市立病院中央診療部副部長 会計課長 その他の担当部長 | 2種 |
| | 課長(会計課長を除く。) 埋蔵文化財センター所長 まちなかビジネス振興室長 ファッション産業振興室長 中央卸売市場事務局次長 公設花き地方卸売市場事務局長 人権同和対策室長 男女共同参画室長 生活衛生室長 近江町交流プラザ館長 城北児童会館長 こども総合相談センター所長 福祉健康センター所長 食肉衛生検査所長 東部管理センター所長 東部クリーンセンター所長 無電柱化推進室長 生活道路室長 市立病院事務局次長 市立病院中央診療部薬剤室長 市立病院看護部長 美術工芸大学事務局次長 | 3種 |
| 調査統計室長 検査員室長 農業センター所長 市民センター所長(額市民センター所長、押野市民センター所長及び泉野市民センター所長を除く。) 矢木保育所長 児童相談所長 食品安全対策室長 戸室新保埋立場長 西部管理センター所長 西部クリーンセンター所長 道路等管理事務所長 建物安全対策室長 違反建築対策室長 市立病院事務局医事室長 市立病院中央診療部薬剤室副室長 市立病院看護部担当部長 美術工芸大学附属図書館長 美術工芸大学造形芸術総合研究所長 美術工芸大学評議員 その他の担当課長、担当室長、担当所長及び担当次長 | 5種 | |
| 教育委員会の事務部局 | 市立工業高等学校長 | 1種 |
| | 教育次長 部長 教育プラザ富樫総括施設長 その他の担当部長 | 2種 |
| | 課長 市立工業高等学校事務局長 中央公民館長 図書館長 泉野図書館副館長 玉川こども図書館副館長 | 3種 |
| | 市立工業高等学校副校長 | 4種 |

| | | |
|---------|--|----|
| | 市立工業高等学校教頭 主席指導主事 その他の担当課長、担当室長、担当所長及び担当館長 | 5種 |
| 議会の事務部局 | 事務局長 | 1種 |
| | 課長 | 3種 |
| | 担当課長 | 5種 |

別表第2 監査委員の事務部局の項を次のように改める。

| | | |
|-----------|-------|----|
| 監査委員の事務部局 | 事務局長 | 3種 |
| | 事務局次長 | 5種 |

別表第2 消防長の事務部局の項中「駅西消防署担当副署長」を「駅西消防署担当副署長 金石消防署担当副署長」に改める。

別表第2の2教育職給料表⁽²⁾の表の5級の項中

「

| | |
|----|---------|
| 2種 | 81,900円 |
|----|---------|

」を「

| | |
|----|---------|
| 1種 | 91,000円 |
|----|---------|

」に改め、同表医療職給料表⁽²⁾の表の6級の項を

次のように改める。

| | | |
|----|----|---------|
| 6級 | 3種 | 62,300円 |
| | 5種 | 51,900円 |

別表第3中

「

| |
|-------------------------|
| 農業総務課及び保健所（食肉衛生検査所を除く。） |
|-------------------------|

」を「

| |
|-------------------------|
| 保健所（食肉衛生検査所を除く。）及び環境指導課 |
|-------------------------|

」に、

| | | | |
|------------------------------------|------------------------|---------------|---|
| 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関等 | ア 指導主事及び市長がこれに準ずると認める者 | 4.0以内で市長が定める数 | を |
| | イ 心理士 | 2.0 | |

| | | | |
|------------------------------------|------------------------|---------------|-------|
| 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関等 | オ 心理士 | 2.0 | に改める。 |
| | ア 指導主事及び市長がこれに準ずると認める者 | 4.0以内で市長が定める数 | |
| | イ 心理士 | 2.0 | |

別表第3の3キゴ山自然学習館の項を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第5条の2の2第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

職員給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第20号

職員給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年規則第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項第4号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

附則第3条第1項第1号中「100分の16」を「100分の17」に改め、同条第2項中「100分の13」を「100分の14」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第2条第2項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第21号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成20年規則第31号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「平成20年4月1日」を「平成21年4月1日」に改め、同項中「平成20年4月1日」を「平成21年4月1日」に、「平成19年4月1日」を「平成20年4月1日」に、「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附則第6項中「平成19年4月1日から平成20年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」に改める。

附則第7項中「平成20年4月1日」を「平成21年4月1日」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第22号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

| 期間の区分 | 職員の区分 | |
|------------|---------|--------|
| | 1項職員 | 2項職員 |
| | 円 | 円 |
| 1年未満 | 306,000 | 50,000 |
| 1年以上2年未満 | 306,000 | 50,000 |
| 2年以上3年未満 | 306,000 | 50,000 |
| 3年以上4年未満 | 306,000 | 50,000 |
| 4年以上5年未満 | 306,000 | 50,000 |
| 5年以上6年未満 | 306,000 | 50,000 |
| 6年以上7年未満 | 306,000 | 48,200 |
| 7年以上8年未満 | 306,000 | 46,400 |
| 8年以上9年未満 | 306,000 | 44,600 |
| 9年以上10年未満 | 306,000 | 42,800 |
| 10年以上11年未満 | 306,000 | 41,000 |

| | | |
|------------|---------|--------|
| 11年以上12年未満 | 306,000 | 39,200 |
| 12年以上13年未満 | 306,000 | 37,400 |
| 13年以上14年未満 | 306,000 | 35,600 |
| 14年以上15年未満 | 306,000 | 34,200 |
| 15年以上16年未満 | 306,000 | 32,800 |
| 16年以上17年未満 | 302,700 | 31,400 |
| 17年以上18年未満 | 299,400 | 30,000 |
| 18年以上19年未満 | 296,100 | 28,600 |
| 19年以上20年未満 | 292,800 | 27,200 |
| 20年以上21年未満 | 289,500 | 25,800 |
| 21年以上22年未満 | 275,800 | 25,200 |
| 22年以上23年未満 | 261,800 | 24,600 |
| 23年以上24年未満 | 248,400 | 23,700 |
| 24年以上25年未満 | 234,600 | 23,100 |
| 25年以上26年未満 | 221,000 | 22,500 |
| 26年以上27年未満 | 203,400 | 21,900 |
| 27年以上28年未満 | 186,400 | 21,300 |
| 28年以上29年未満 | 169,200 | 20,600 |
| 29年以上30年未満 | 151,600 | 20,300 |
| 30年以上31年未満 | 133,700 | 19,900 |
| 31年以上32年未満 | 115,500 | 19,300 |
| 32年以上33年未満 | 97,700 | 18,500 |
| 33年以上34年未満 | 71,700 | 17,600 |
| 34年以上35年未満 | 47,500 | 16,900 |

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

住居手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第23号

住居手当に関する規則等の一部を改正する規則

(住居手当に関する規則の一部改正)

第1条 住居手当に関する規則(昭和49年規則第68号)の一部を次のように改正する。

第4条の3中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第2条 単身赴任手当に関する規則(平成2年規則第26号)の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

(職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成16年規則第96号)の一部を次のように改正す

る。

附則第8項第1号を次のように改める。

(1) 沖縄振興開発金融公庫

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部改正)

第4条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則(平成18年規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第24号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和60年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の2を第1条の3とし、第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 条例第5条第1項第1号に規定する市長が認める作業は、ヒト免疫不全ウイルス、C型肝炎ウイルス等に感染し、又は感染した疑いのある患者への注射その他のその体液を取り扱うことにより感染の危険性が高い作業(市立病院に所属する職員が従事するものに限る。)とする。

2 条例第5条第2項に規定する市長が定める額は、230円とする。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

第2条の2 条例第26条第1項第1号に規定する市長が定める保育士は、常時児童の保育業務に従事する保育士とする。

第3条の表中

「

| | |
|--|---|
| 夜間特殊勤務に従事する消防職員で、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる勤務に従事したもの | 深夜において勤務した時間が2時間以上である場合 勤務1回につき 650円 |
| | 深夜において勤務した時間が2時間未満である場合 勤務1回につき 325円 |

を

「

| | |
|--|---|
| こども総合相談センターに所属する職員で、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる児童の一時保護業務に従事したもの | 勤務1回につき 2,000円 |
| 夜間特殊勤務に従事する消防職員で、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる勤務に従事したもの | 深夜において勤務した時間が2時間以上である場合 勤務1回につき 650円 |
| | 深夜において勤務した時間が2時間未満である場合 勤務1回につき 325円 |

に

改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第25号

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和60年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 剖検補助作業手当（第3条）
- (2) 感染症防疫作業等手当（第4条）
- (3) 犬等捕獲処分作業手当（第5条）
- (4) 道路上等作業手当（第6条）
- (5) 有毒薬物取扱手当（第7条）
- (6) 高所等作業手当（第8条）
- (7) 災害応急作業等手当（第9条）
- (8) 汚物処理手当（第10条）
- (9) 変則勤務手当（第11条）

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（感染症防疫作業等手当）

第4条 感染症防疫作業等手当は、市立病院に所属する職員が、2類感染症病床又は結核病床の業務その他市長の指定する業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき290円とする。

第6条第2項中「850円」を「800円」に改め、同条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

第10条第2項第1号中「350円」を「710円」に改め、同項第2号中「530円」を「1,080円」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同条第2項第4号を削り、同項第5号中「前項第5号」を「前項第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第26号

金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市職員退職手当支給条例施行規則（昭和30年規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表イの表第1号区分の項に次の1号を加える。

5 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

平成21年(2009年)3月31日 印刷

平成21年(2009年)3月31日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄